

京都大學經濟學會

經濟論叢

第六十六卷 第五・六號

- 價值論におけるリカードよりマルクスへ……………岸本誠二郎
- 保險における需要と供給……………佐波宣平
- 國際經濟の比較動學的分析……………森嶋通夫
- ズルタン「國家收入論」について……………廣田司朗
- 預金貨幣再論……………岡橋保

昭和二十五年十二月

預金貨幣再論

— 中谷教授の反批判に答えて —

岡 橋 保

内容自次

- 一 ま え お き — 論點の所在
- 二 預金貨幣の貨幣的規定
- 三 商業貨幣と預金貨幣 — 批判その一
- 四 銀行券と預金貨幣 — 批判その二
- 五 預金貨幣の數量 — 批判その三
- 六 總 括 — 殘された論點

一 ま え お き

— 論點の所在

こんにちの貨幣資本流通の中軸をなすものは信用貨幣ことに預金貨幣の流通である。したがつて預金貨幣をみずして貨幣現象、金融現象を理解せんとは不可能といわなければならぬ。ところが預金貨幣の本質についての諸家の主張ははなはだまちまちであつて、現實の金融現象の把握を混亂に導びい

預金貨幣再論

ている。この現状にあきたらず、私は昭和十四年以來預金貨幣および銀行券の研究にはいつて行つたのであつた。こんにち一つの結論に辿りつくことのできたのは、いつに同僚諸士の啓蒙と指導によるものであつて、なかでも中谷教授とはついに結論を異にするの結果とはなつたが、教授の著書によつて教えられるところの多かつたことは忘れることができない。この間發表せる諸論文を一本にまとめて昨年「信用貨幣の基礎理論」として發表したのであるが、この機會に中谷教授は、預金通貨の概念規定について私見との差異を説き、教示されるところがあつた(註)。そこで私は教授の教えに従つて反省し、なお問題の残つている點を明らかにし、もつて教授の御厚意に答えようとおもうのである。

註 中谷教授「預金通貨概念の問題」(經濟論叢、第六十四

卷第一・二・三號)

まず問題の所在を明らかにするために、預金貨幣に關する異見の大體を見ておこう。——

預金貨幣の實體についての異見は、大きくわけて、二つとすることが出来る。その(一)は、小切手を預金貨幣の實體とするものと、(二)は當座預金をもつて實體とする見解である。(二)の當座預金を預金貨幣とする者のうちにあつても、(a)當座預金全體が預金貨幣であるとする者と、(b)振替轉記によつて現實に交換または支拂の手段としての作用を當なんだもののみ限定

第六十六卷 三一七 第五・六號 八三

しようとする者とに分けられる。(c)このほかに小切手と當座預金をもとに預金貨幣とする見解(高木教授)と當座預金のみに限定せず銀行預金全體に預金貨幣概念を擴大適用する小島博士の主張などもある。

(一)の小切手貨幣論は土方博士、ソ連のコム・アカデミの人たちのところであり、(二)の當座預金貨幣論は高田博士や橋爪明男氏などのとられるところである。中谷教授はこの流れを汲み、當座預金の全部をもつて預金貨幣とされる。私見はこれに反して、當座預金のうちで現實に貨幣として作用する部分のみに限定せんとするものである。

ところで預金貨幣の實體を當座預金とみながらも、中谷教授は當座預金の全體をもつて預金貨幣となし、私見ではその一部しかみとめないということは、それほど大したちがひではない、別にとりたてて論ずるほどの問題でもないように見える。それにもかかわらず、ここに、問題とする所以は、この末稍的な差異のよつてきたるところは深く、かつ非常にひろい問題に關連しているからなのである。そこでまず私見をのべ、それがどのような貨幣本質觀にささえられており、またいろいろ異なる貨幣現象、物價現象にどうつうしているかを指摘して、異見の理論的背景を明らかにしよう。

二 預金貨幣の貨幣的規定

預金貨幣とは、現象的にいえば、銀行信用が貨幣として機能するときにとるところの形態の一種である。かつてわたくしが、「預金貨幣とは銀行制度のもとにおける支拂手段貨幣である」(註一)といつたのも同じ意味であつて、預金貨幣發生の經濟的・社會的背景として信用の貸付が考えられねばならないわけである。銀行の貸付られた信用が貨幣機能をいとなむときに、あるいは銀行手形の姿をとつてあらわれたり、あるいは銀行預金ことに當座預金(要求拂預金)の形をとつてあらわれる。預金貨幣とは當座預金の姿において機能をいとなむところの貸付られた銀行信用である。このように預金貨幣は信用の貸付なくして存在することはできないし、信用の貸付は貨幣の貸付を前提し、貨幣の貸付は、貨幣の資本化、すなわち貨幣が産業資本の貨幣形態として運動することを前提としている。これ「預金貨幣とは銀行制度のもとにおける支拂手段貨幣である」ともいわれる所以である。

註一 拙著「信用貨幣の基礎理論」第二章および拙著「貨幣論」第二編參照。

これによつて明らかなことは、預金貨幣とは代用貨幣の一種であるということである。しかもそれは、單純商品流通の段階において生じうる代用貨幣、例えば政府紙幣や補助貨幣が貨幣の交換手段機能にむすびついてあらわれ、その機能においてのみ本來の貨幣を代理する貨幣(これを交換手段貨幣とよんでい

る)であるに反して、預金貨幣は貨幣の支拂手段機能にむすびついてあらわれた代用貨幣である。

現金買買にかわつて料買買がおこなわれるにいたると貨幣は一定の時間のうちにこの取引を終結するものとしてあらわれり。賣手と買手との關係は債權者と債務者という契約關係となり、この關係を解消する作用を貨幣の支拂手段機能という。貨幣が支拂手段として機能するような關係、すなわち債權債務の關係が錯綜してくると、この關係を表示する證書(手形)が貨幣機能をいとなむようになつてくる。手形が満期日までのあいだ再流通せしめられるとき、これを商業貨幣といふのであつて、この手形が銀行で割引かれて、それにかわつてあらわれた銀行手形が銀行券であり、當座預金の姿をとつたものが預金貨幣となるわけである。だから、銀行券も預金貨幣も貨幣の支拂手段機能に結びついてあらわれた代用貨幣である點では、商業貨幣とならねばならないが、商業貨幣は銀行の介入をまたずに、すなわち資本流通以前の段階(單純商品流通の段階)においてすでに發生した代用貨幣であるに反して、銀行券や預金貨幣は資本流通の段階に特有な代用貨幣であることがちがつてゐるのである。

これらのことは非常に大切であつて、預金貨幣の發生が社會的(—經濟發展段階的)にも、貨幣の機能のうえからも、制約されてゐることを看過するならば、すべての代用貨幣は一色に

預金貨幣再論

見えてくる。そればかりでなく、さらに、當座預金が銀行預金であるから當然に貨幣の機能をいとなみうるようにならねば、かくて當座預金ばかりではなく、銀行預金はいずれも預金貨幣であるといふような見解まで出てくることとなるのである。また預金貨幣が製制的貸付資本の運動として發生するのであるから、その増減が利子率によつて制約されてゐるわけであるが、ウィクセルなども貨幣量の増減が、金利によつて制約されることを説きながらもそれら貨幣量が物價に積極的に作用することを結論せる彼の物價の累積的變動の理論も、預金貨幣が社會的、機能的に制約された代用貨幣であることを見ない貨幣本質觀、すなわち交換手段學說の當然の歸結である。貨幣の非中立性の理論や銀行の信用創造能力肯定論も、預金貨幣のかかる特殊な代用貨幣であることを理解しないものである(註二)

註二 拙著「信用貨幣の基礎理論」第二章、第三章その他参照。預金貨幣をこのように貨幣の特定の機能にむすびついて發生した代用貨幣であるということは、一方代用貨幣である預金貨幣のほかには本來の貨幣の存在することを前提してゐるとともに、他方、このほんらいの貨幣にはいろいろな機能のあることが承認されてゐる。代用貨幣はそれぞれ、この本來の貨幣の特定の機能における代理者であつて、その機能以外の機能をいとなむことができないのである。換言すればその特定の關係のなかにおいてのみ貨幣として作用するだけで、そのそとに出れば

もはや貨幣ではないということである。このことからして貨幣の蓄藏と休息の差別も出てくる。ほんらいの貨幣には蓄藏されることも休息することもあるが、代用貨幣には休息することはあつても、蓄藏されることは絶對にない(註三)。

註三 前掲拙著、第二編および拙著「貨幣論」第三章第二節

参照。

蓄藏貨幣と休息貨幣との區別は非常に大切であつて、價值尺度學說にたつて、はじめて、理解することのできる區別である。蓄藏貨幣と交換手段學說とは相容れない概念である。ウィクセルよりケインズにいたる貨幣理論は、蓄藏貨幣のうけいれによつて自己矛盾に當面している。ウィクセルにあつては、價值保藏の機能をついに私的な機能としてようやく自己の貨幣本質觀との矛盾をさげることができたが、ケインズにあつては、理論的な解明もなくそのまま無反省にうけいれられているにすぎない。

ほんらいの貨幣は、その價値の尺度としての機能によつて、流通の伸縮におうじて、あるいは流通界に入つたり、あるいはそれから離脱することができる。蓄藏貨幣とはこの流通界から離脱した貨幣である。代用貨幣とは、このほんらいの貨幣の流通過程においていとなむ交換手段あるいは支拂手段としての機能を、かわりいとなむためにあらわれたものであるから、流通過程をはなれてはその代用貨幣としての存在理由をうしなう。

このことを見落すとき、代用貨幣も流通をはなれてなお存在することができるという幻想がうまれる。この幻想をうらうちしているものは銀行制度と金融の繁閑にある。金融の繁閑を、利子を犠牲にして現金を手許に保有せんとする經濟主體の決意にかからしめるとき、ここに貨幣數量説の動學化が完成する(ケインズ・フィックス)。

ほんらいの貨幣流通のもとにあつては、商品流通の伸縮におうじて貨幣の流通界への流出入があり、この貨幣流通の伸縮を調整するものが蓄藏貨幣の貯水池である。ところが銀行制度、信用制度のもとにあつては、國內流通に關しては、蓄藏貨幣もはやかかる貯水池の役目をいとなまず、それはもつぱら國際的な支拂手段のための準備金となり、商業貨幣や信用貨幣によつて伸縮する商品流通の貨幣需要が充足されることとなる。ほんらいの貨幣が流通界に入入することのできるのは、それが價値物であり、價値の尺度としての機能をもつているからである。しかし代用貨幣は交換手段または支拂手段としての機能を代理するためあらわれたものであるからこの機能をいとなまなくなれば、それはもはや代用貨幣ではない。

換言すれば尺度機能をもたない代用貨幣は、みずからの力において流通界へ入つたりそれから出たりすることができないのである。交換手段貨幣である不換紙幣は、ほんらいの貨幣(本位金貨)のかわりに流通界にあらわれるか、または權力によつ

て流通界に投げこまれるだけで、流通界から出るにはほんらいの貨幣をかわりに流通界に投げこむか、國家權力によつて引き抜くより方法はない。しかしそれとともにその不換紙幣是一片の紙切れとなる。というのは交換手段機能をいとなまない交換手段貨幣というものはありえないからである。商業貨幣や信用貨幣は手形流通の法則に制約され、満期日の到来とともに流通界から離脱して消滅する。

この流通界よりの離脱は、交換手段あるいは支拂手段としての機能をやめることであつて、ほんらいの貨幣は蓄藏貨幣となり價値の保藏手段、あるいは支拂手段のための準備金、としての機能をいとなむようになるが、交換手段あるいは支拂手段のためのみの代用貨幣は、これらの機能をいとなまなければ他の機能をいとなむわけにはいかないので、貨幣としての存在意味をうしなうわけである。このように流通界から離脱するということとは、それぞれの機能をすて去ることであるから、休息ではない。休息はその機能態における休息であり、流通の反面にすぎない。休息と蓄藏とはまつたくことなる。だから貨幣の流通界への出入と流通速度とは別箇のものである。流通界に出入するほんらいの貨幣を代理する代用貨幣は、前者の出入の條件におうじて、發生し消滅する。流通界にあるほんらいの貨幣を代理する貨幣代替物は、支拂慣習その他の貨幣流通事情の變化におうじてその休息時間を伸縮したり、あるいは發生または消

滅したりして、流通界の貨幣需要の變化に應ずる。

すなわち不換紙幣は休息しながら流通をつづける。銀行券も市中銀行や個人々のあいだを休息しながら流通する。休息は流通の反面であるから、休息貨幣はすなわち流通貨幣であつて、兩者を量的に區別し確定することはできない。それにもかかわらず、個々の銀行券については金庫の中で休息しているものを確認することができる。ところがこの銀行券も發券銀行に戻る、わが國の發券制度のもとでは、それは流通界から離脱し、もはや、銀行券ではなくなる。それは預金の形で戻り、市中銀行にあつては休息貨幣となるような場合にあつても、日銀にあつては消失し、ただ預金として日銀にたいする貨幣請求權として帳簿上の單なる數字的存在となる。この預金殘高は決して休息貨幣（銀行券の）ということとはできないのである。その引出とともに、銀行券はあらたに流通界にあらわれるわけであつて、休息貨幣が流通貨幣になるわけではない。

しかるに預金貨幣については、その休息態と機能態とを個別的にさへ區別することはできない。むしろそれは他の代用貨幣のようにその速度によつて代替されることのできないものであつて、流通とともにあらわれ、流通をやめるとともに消失するものである。ただ預金として銀行にたいする預金者の債權を表示するが故に、その預金殘高自體が恰かも購買力の實體と考えられ、それをもつて休息預金貨幣と誤解されるにいたつたので

ある。

かくてわれわれは預金貨幣をもつて現實に貨幣機能をいとなんだ當座預金部分にのみ限定し、その大きさは手形交換高にあられることを主張する所以である。(嚴密には行内振替部分をさらにそれに加えなければならぬことはもちろんである。)

三 商業貨幣と預金貨幣

— 批判その一 —

中谷教授は預金「通貨」とは、「決定的」な交換手段または支拂手段として機能するところの現金にあらざる銀行の「要求預金」であるという(註一)をうして「預金貨幣が手形流通に立脚した信用貨幣である」という私見は決して誤りではないが、「商業手形たる商業貨幣が發展して銀行制度のもとにおける支拂手段が現われたときにそれが預金貨幣であり、従つて預金そのものが預金貨幣でなく、それが支拂手段たる機能を擔むことによつて預金貨幣となる、ということの問題が解決済みとせられるであらうか」と反問されて、商業貨幣と預金貨幣との支拂手段貨幣としての同一性、その類似性を強調する私見には

なほだ不滿の意を表明される。それよりも、むしろ、教授は、「商業手形と預金通貨」とが質的に異なることを認める方がより妥當な(傍點原文のまま)考えであり、そうして預金「通貨」が「通貨たるためには決定的な支拂手段でなければならぬとす

る方がより妥當なこと」を強調されるのである(註二)。

註一 中谷教授「預金通貨概念の問題」(經濟論叢 第六十

四卷第一・二・三號)六頁参照。

註二 前掲論文、六頁参照。以下引用文の頁は、斷りなきかぎり、前掲論文の頁を示す。

ところで中谷教授は、預金貨幣と商業貨幣との「質的」な差異を強調しながら、それを流通範圍の廣狹というような「量的」な差異とすりかえられる。すなわち、手形取引(註三)と預金貨幣取引とを比較詳論されて、預金貨幣と商業貨幣とのあいだに、それらの「一般的受領性」においての程度にいちじるしい相違のあることを強調される。

註三 ここに手形取引(七頁)といわれるのは、嚴密には、

その商取引が、交換手段または支拂手段として機能する手形によつて媒介される取引のことで、商業貨幣の流通でなければならぬが、しかし教授にあつては、この「手形取引」が「無現金的支拂取引」とか、「掛賣買」と無差別に使用されている。すなわち、「預金通貨の生成流通の前提がかかる無現金的支拂取引である」として、「現金にあらざる支拂手段の用いられる取引を意味」するはずの「無現金取引」(六頁)が「現金でないところの交換手段又は支拂手段の發生する」前提である「掛賣買」(五頁)と混同されているのである

(五一六頁)。しかしこれらの混同にはこれ以上をいふことをやめて、ここには、ただ、このような混同が、やがて、「預金貨幣が手形流通に立脚した信用貨幣である」という私見を、ルカスとともに、「決して誤りでない」(六頁)と認めて下さった教授を裏切る結果に、なることだけを附言しておく。

まず教授は、「預金通貨による取引が無現金的支拂取引をその母胎としている以上、……無現金的支拂取引の技術的機能が一應重視せられねばならない……。けれどもかかる無現金的支拂取引は、預金通貨による取引よりも一層廣範圍に行われているのみならず、前者の範圍が擴大すればするほど、後者の範圍もまた擴大するものであるが、而も兩者は決して同一のものではありえないのである」(七頁)といい、「預金貨幣が手形流通に立脚した信用貨幣である」という私見(六頁)をもつて、預金貨幣と商業貨幣との機能的同一性ととも、さらに、兩者の流通範圍の同一性を主張するものと誤解される。そうしてこの「誤解」を踏石として、さらに「手形」と「預金通貨」との差異を強調される。

すなわち、「手形は一面から見れば私的な支拂約束の化體であり、他面から見れば支拂請求權の化體であつて、結局は相殺によつて現金通貨を節約せしめるところの技術的な手段である。同様に預金通貨もまた……それが一方では銀行の支拂約束

であり、他方では銀行にたいする支拂請求權であるという面を持つてゐる。又それが現金通貨を節約せしめるところは、すでに自明のことからである。すなわち兩者は互に相似た點をもつてゐるのであるが」(七頁―傍點筆者)、大事なことはこのような兩者の同一性にあるのではなくして、むしろ、「問題はそれらの債務が誰の債務であるかという點に存するのであつて、ここに手形のごとき信用手段と預金通貨とが區別せらるべき重要な面のあることを見逃してはならない」と(七頁)。ではなに故この點が大切なのかといへば、「その信用が個人信用たるか銀行信用たるかにしたがつて、それらの貨幣的作用例えは一般的支拂手段たる機能を営みうるうえに重大な差異が生ずるからである」というのである(七一八頁)。

ところがその「重大な差異」というのが、債務者の信用の厚薄、したがつてそれらの「一般的受領性」の「程度」であつて、手形その他の信用手段に「缺くところの一般的受領性が」預金貨幣においては「ほぼ認められる」といわれ(八頁)、「一般的」といつても「文字通り嚴密な意味に解せらるべきでない」(六頁)から、教授は決して、「手形その他の信用手段が貨幣でなく預金通貨が貨幣であるというのではない」(八頁)わけである。併しこの兩者のあいだに存する「重大な差異」がたんなる程度の差異であるならば、預金貨幣に絶對的な優位を無條件的に認めるわけにはいかない。單純商品流通のもとにあつては、むしろ

商業貨幣(手形)にこそ、教授のいわゆる「一般的受領性が……略認められ」ていたのである。そこでは預金貨幣なるものは全く流通していなかつたから。しかし貨幣經濟が發展して、信用貨幣が流通するようになってくると、銀行券と預金貨幣が商業貨幣にかわつて支拂決済の中心的地位にのぼるようになったのである。だから預金貨幣の一般流通性の優位は、預金貨幣そのものにあるのではなくして、これを創造した社會の經濟流通のうちにあるわけである。だからこの時代の背景を無視して、いきなり商業貨幣と預金貨幣との一般的受領性を比較して、それらの「あいだに重大な差異」(八頁)を指摘することは、「より妥當なこととは考えられぬであろう」(六頁)。

さらに中谷教授は手形の不渡の場合をあげて、それが「いまだ一般的支拂と見られえないこと」(八頁)を強調し、預金貨幣の一般受領性が、「それが反面において銀行の確認した債務なるが故である」(九頁)とされる。しかし、預金貨幣は、預金殘高および貸越限度の範圍においては、たしかに「銀行の確認された債務」ではあるが、それ以上においてはなにも「確認」されてはいない。むしろ保證小切手あるいは銀行自己宛小切手の方が、より確實性をもつていたのであつて、「決定的な交換手段または支拂手段」(六頁)である點では、預金貨幣以上である。しかも保證小切手あるいは銀行自己宛小切手は「その他の信用手段」(八頁)であるが、預金貨幣に「缺くところの一

般的受領性が、それらにおいてはほぼ認められるが故に、預金貨幣の貨幣性、その決定的な支拂手段として機能しうる理論的根據を解明するためには、一般的受領性における優位というより量的差位をもち出すだけでは足りないこととなる。

中谷教授は、預金貨幣が「有効に轉々流通しうるのは」、その實體をなす「預金が銀行の確認した債務であるからである」といわれる(九頁)。銀行が確認しているのだから、その債務(＝貨幣請求權)はひとびとによつて安心して受取られることはいうまでもないが、それがこのように貨幣の代理をつとめることができるということとは、債權債務が錯綜し、價值關係の錯綜せるところでは、それらの貨幣請求權が一々現實に貨幣の姿にたしかえらずに、請求權のままで支拂手段として機能することができるようになるからである。だから預金貨幣の貨幣性は、それが「銀行」債務だからではなくして、むしろ銀行「債務」だからで、預金貨幣の貨幣請求權としての性格にこそとめらるべきであろう。

そうなれば私見にたいする教授の反駁は、まづたくなりたないこととなる。そこで教授は、手形と預金貨幣との貨幣請求權としての同等性を説くことは、「決して誤まりではない」が、「より妥當」ではないといわれるのである。しかし教授は、むしろ端的に、手形と預金貨幣との質的な同等性の「誤まり」であることをあきらかにすべきであつたとおもふ。ただ教授がこの結

論に、兩者の量的な差異をスプリング・ボードとされて到達しておられるがために、問題が多少ややこしくなつただけである。そこで教授は、預金貨幣の手に形にたいするその一般的受領性における優位性を詳細に述べられたあとで、次のようにとかれる。

「なお銀行の確認した債務を基礎とする預金通貨と、個人の確認した債務にもとづくその他の信用手段とが、たとえ本来同様のものであつても、今日ではその作用が異なることは、例えばそれらの數量増減における弾力性においても顯われる」(九頁傍點筆者)とて、經濟攪亂作用の有無に兩者の決定的な差別性をもとめておられる。すなわち、「兩者とも、究極においては取引の必要量によつて規定されることは自明のことからであるが、それにいたるまでの間において、銀行信用はいちじろしく膨脹收縮して經濟に積極的な作用を及ぼしうるに反し、純粹な個人信用にはかかる作用をみとめがたい」と(九頁傍點筆者)。これは、語るに落ちたといふものであつて、ここにはつきりと教授の貨幣本質觀が顔をだしている。いま預金貨幣と手形とが、「ほんらい同様のものであつて……、兩者とも、究極においては取引の必要量によつて規定されることは自明の事柄である。」にもかかわらず、なぜ預金貨幣だけが經濟攪亂作用をもつてゐるかは、これを問わないこととする。われわれは教授のこの結論に干鈞の重みをみるべきである。しかしこれでもつて

問題は解決したのではなく、ルカスのいわゆる「新しい購買力」(一〇頁)という預金貨幣の特質が何にもとづくかを明らかにされなければならぬ。教授は、預金貨幣と銀行券との類似性を説くことによつて、この問題に答えようとする。

四 銀行券と預金貨幣

——批判その二

中谷教授は、ここでも、銀行券と預金貨幣とについての差別性と類似性の二つの面から論じておられる。ところが商業貨幣と預金貨幣とについては、その類似性よりも、むしろ、その差別性の重視されなければならぬことを主張されたが、銀行券と預金貨幣については、まったく逆に、その類似性を強調される。そうして兩者の差別性の主張が無意味となつてしまつてゐる。

まず教授は預金貨幣と銀行券との差別が問われなければならない、といわれる。すなわち、「銀行券は現金通貨の代表的なものであつて、今日の社會では預金通貨とともに通貨の二大重要種類をなしている。貨幣の種類をいう場合に、それがそれの貨幣の存在形態についてみられるとともに、それぞれの貨幣が作用する機能についても考え得られることは、いまさうまでもない。……一つの理論構成にしたがつて、各種の貨幣が各々異なる機能を發揮するのに最も適當した形態をとるに

たるということは、決して非難されるべきことではなくて、その意味で、銀行券も預金通貨もともに支拂手段貨幣であるという事は誤まりではないが、それだけでは両者の區別が與えられぬのであつて、通貨の種類のな區別が問題となる場合には、それらの機能しうる存在形態が問われねばならぬであらう」と(一〇一頁)。

ものごとは抽象的に取りあつかわれると、時には白が黒になつたり青になつたりして、とんだことになるものである。だから論議する場合にはなによりも、問題點をはつきりとさせ、具體的に論じていくことが、なによりも大切なことのように思われる。私が貨幣の種類について、それぞれのいとなむ機能の差異の大切なことを強調したのは、それぞれの貨幣規定、したがつてそれらの流通法則の異同をあきらかにすることが貨幣論の大事な目的であると考へているからであつて、泉貨學や好事家の分類法則を論じたのではないばかりか、たつた二つの貨幣を分類するのにまさかその分類原則を固執せよといつてゐるのではない。ではどこで問題なのは何か？ それは、預金貨幣の「貨幣規定」である。預金貨幣の流通性の根拠はなにかと言ふことが問題なのである。「貨幣の種類別が問題となる場合に、」それらが紙片であるか、金屬であるか、貴金屬か非金屬か、あるいは銀行帳簿上の數字であるかというような「存在形態」が問われねばならないであらうか？ 貨幣論が經濟學の一部門で

あり、經濟における貨幣の機能、物價との關係などを問題とするものである限り、貨幣の機能、したがつてその存在形態は問題とはならない。それとも補助鑄貨と政府紙幣とはその存在形態を異にするが故に、「決定的な交換手段」として兩者は區別されねばならないであらうか？ また銀行券と預金貨幣との存在形態が異なるからとの理由で、「決定的な支拂手段」として兩者のあいだに差異があるとしてもいわれるのであるか？

中谷教授は、「銀行信用の象徴なる通貨としての存在形態が、銀行券と預金通貨とによつて異なるが故に、……機能のいとなまれる形式において異なる……。……預金は銀行券のように具體的なものの形態をとらず、したがつてそれが現實に支拂手段たる機能をいとなむときには、多くの場合に小切手その他の具體的な補助手段が用いられる。……銀行券と預金貨幣との差異は正にこの點に存するのであつて、もし預金通貨が銀行券よりも不完全な通貨であるにせられるならば、その不完全な所以は、通貨機能にたいする社會的信認の不足や流通領域などに存するよりも、寧ろこの點に存するものといわねばべきである」(一三頁)といわれる。だからここでは「問われなければならぬ、」とされる兩者の差別性とは、このような兩者の「通貨機能」に關するものではまつたくないわけであつて、むしろ「問われなければならぬ」「通貨機能」の問題についてはたんなるトオトロギしにおわつているのと對照して、中谷教授がなに故かか

る無用の用を強調されたのか、はなはだ理解にくるしむところである。

では、預金貨幣の「通貨機能」すなわちその貨幣性の基礎如何。教授はこの問題に答へんとして、銀行券の貨幣性をもつてされる。詳言すれば、銀行券が通貨として流通しうるのは「銀行信用」を象徴するからである。預金貨幣も「銀行信用を象徴するから、銀行券と預金貨幣とのこの「銀行信用」としての同等性の故に、ここに預金貨幣の貨幣性の根拠が與えられるといわれるのである。

すなわち、「預金通貨が一種の通貨として現金通貨たる銀行券と比較せられるのは、それが一般的支拂手段たる機能をいとなみうるからであり、これをいとなみうる所以は、兩者がともに銀行信用を象徴するが故にはかならぬ。……今日、兩者のあいだには、少くとも支拂手段たる機能を有効にいとなみうる點において殆んど差異が存せず、一旦預金通貨によつてなされた支拂は、如何なる事態に處しても決定的な支拂効果をもつていゝる」(一二頁)とのべ、兩者の貨幣規定の同等性を、さきに反對されたそれらの「機能」の同等性のうちに求められる。

われわれは前節において見たように、教授は、預金貨幣の貨幣性がその「銀行の確認した債務」たることにあるとされた。ところがこの「銀行の確認した債務」が何故貨幣として流通しうるかを説かんがために、「銀行信用」として預金貨幣と相等

しい銀行券をもち出された。そうしてこの銀行券の貨幣性なるものが、また、「銀行信用」にあるのだといわれる。「銀行信用」は「いうまでもなく銀行の與える信用ではなくして銀行の受ける信用」(一二頁)であるから「銀行の確認した債務」とことならないわけで、問題は「銀行信用」「銀行債務」をめぐつて少しも前進しないこととなる。

しかし、中谷教授はこの「銀行信用」の流通性の問題を不問に附しておられるわけではない。「然らば銀行信用が如何にして一般的支拂手段となりうるか」と問われる。そうしてそれは、「いうまでもなく銀行信用の象徴たる銀行券や預金通貨が、かかる機能をいとなみうるのと社會的信認にもとづくのであるが多分に公的性情をもち、したがつてその信用がきわめて大きい發券銀行については、まったく問題が存しないであろう」(一二頁)と答へられる。ただ「問題は預金通貨に存するのであつて」(一二頁)、それと本質的にならかわるところのない銀行券の流通性がかくも明白な事實であるかぎり、預金貨幣の流通性は、もはや、問題の餘地がないというわけである。

銀行券の「通貨」としての「嚴然たる事實」をわれわれも疑おうとはおもわぬ。さらに預金貨幣の流通していることも、これまた「嚴然たる事實」である。これは貨幣論や經濟學にまつまでもなく、三歳の童子といえどもこの事實を知つているから、小使錢を要求するわけである。貨幣論で問題としてゐるの

は、この預金貨幣の流通という「嚴然たる事實」の理論的根據を、説明しようとしていたのであり、中谷教授もそれをしようとしておられるのであろう。

教授は、銀行信用が一般的支拂手段となりうるのは、「銀行信用……が、かかる機能をいとなみうる」との社會的信認にもとづくのである」といわれるのは、むしろ銀行は「かかる機能をいとなみうる」ものすなわち「貨幣」を要求すれば間違なく支拂うことができるであらうという「社會的信任」が、かかる銀行信用に銀行債務そのものをして貨幣にかわつて「かかる機能」をいとなましめたものと解すべきであらう。このことは、つぎの教授の叙述からも容易にうかがうことができよう。

すなわち、「銀行券が正貨たる金と兌換せられるが故に通貨となつたのと同様に、預金通貨もまた、何時にてもかかる銀行券に換えられるが故に通貨たる性質をもつにいたつた」という高木教授の見解を、中谷教授は、「決して誤りではない、したがつてかかる事情から銀行券および預金通貨を規定するならば、銀行券が金にたいする請求權の化體物であり、金を代表するが故に流通するところの貨幣的手段であるにたいして、預金通貨はかかる銀行券にたいする請求權であり、その身代りたるが故に、流通するところの貨幣的手段であるといえよう」と(一頁)いわれる。しかしこのことから、ただちに、銀行券や預金貨幣のうちに貨幣請求權をみいだすことはゆるぎされない。

というのは、教授は、「銀行債務たる預金通貨は、……一面において手形と同様なにしかの意味での貨幣にたいする請求權であるけれども、むしろこれを請求權として捉えないことによつて手形と異なつた貨幣性が認められる」(一〇頁)傍點筆者)としておられるからである。

しかしながら、預金貨幣を貨幣請求權として認めないことによつて、それと手形との差別性を説こうとすれば、預金貨幣と銀行券との同等性は否認されなければならなくなるし、逆に、預金貨幣と銀行券とを貨幣請求權として同一視しようとするれば預金貨幣と手形との差別性が否定されなければならない。この難點を切りぬけるには、預金貨幣や銀行券が貨幣請求權であるというのには、「金の身がわり」という意味に解することはできないであらうか。貨幣請求權したがつて銀行の貨幣支拂義務が實現され、履行されるのは、かかる貨幣請求權の化體である銀行券そのものが「金の身がわり」であるからで、銀行券を現金通貨である政府紙幣や補助鑄貨と本質的に同一のものとして解釋することによつて、ここに、「銀行券にたいする請求權でありその身がわりである」預金貨幣も貨幣代表物ということができ(二頁)。これ、教授が、しばしば、「現金通貨たる銀行券」(一二頁)とか、「銀行券は現金通貨の代表的なものである」と、今日の社會では預金通貨とともに、通貨の二大重要種類をなしている」(一〇頁)と述べて「現金通貨と預金通貨との

區別のごときはあくまで存在形態の區別でなければならぬ(一九頁)としておられる所以である。かくて、預金貨幣は、銀行券とともに、貨幣請求權であり貨幣代表物ではあつても、それはもはや手形とは、「少なくとも貨幣的性質において、……截然と區別せらるべき」(一〇頁)ものであることがあきらかとなる。

中谷教授が、わざわざ、廻り道をとつて、ここに、到達された結論は、預金貨幣が現金通貨であり、政府紙幣や補助貨幣とおなじく、金の代表物、貨幣代用物であるということである。

ここにきて、はじめて、私見と教授の主張との、「對立」の問題が、はつきりとして出てくるのである。教授のこれまでの論述は、いわば、問題の本論への「入口」を示されただけである。預金貨幣の「新らしき購買力」という特質は、銀行券にも、認めなければならぬところの特質であることがあきらかとはなつても、この特質の理論的根據を解決するには、さらに、困難な問題に答へなければならぬ。

預金貨幣の貨幣性を基礎づける道に二つがある。私見はこれを商業手形とおなじく貨幣請求權として見ることによつて基礎づける道をとつたにたいして、中谷教授は預金貨幣を政府紙幣とおなじく現金通貨と見ることによつて、その貨幣性を説こうとされる。しかしこの新らしい道のあることを強調されはしたが、いまだその道を歩まれようとはされない。はたして目的地につきうるかを、實地に見分したうえでなければ、いずれの道

預金貨幣再論

がよいのか是非の判別がつかないわけである。だから中谷教授は、政府紙幣の貨幣性を説明したうえで、預金貨幣と政府紙幣との同等性を論證しなければならぬ。しかしこの私見への批判「序説」にこたえないのは禮を失するばかりではなく、貨幣論の理論的水準の向上におたがひ協力すべき責務を感ずるが故に、私はあえてここに筆をとつた次第である。

これら問題は一應おわつたようである。しかしなお預金貨幣の範圍についての問題がのこつてゐる。中谷教授も私見と同様に、預金貨幣の實體が當座預金にあることを認められるが、その全部を預金貨幣として認めるか、その一部に限定するかについて兩者に異論がある。これはほんの些細な問題のようではあるが、これらの異見が、それぞれの預金貨幣本質觀によつて規定されておるが故に、最後にこの點を論じて、ちがつた角度から兩者の貨幣本質觀の對立點を明らかにしておこう。

五 預金貨幣の數量

——批判その三

中谷教授にしたがえば、預金貨幣にも他の貨幣とおなじく機能態のものとして休息態のものがある。だから機能する預金だけでなく「一般的支拂手段として有効に機能しうる形態の預金」

であるかぎり、「商業銀行における……要求拂預金」はすべてが預金貨幣であるといわれるのである（一八一―九頁）。私も、「現に購買手段たる機能をもいとなみうるものが貨幣性であり、この貨幣性を擔えるもの、すなわち機能をもいとなみうるものが貨幣であつて、現に機能をいとなみつつある瞬間のもののみが貨幣を限定する必要がないと考える」（一九九頁）。だからほんらいの貨幣やある種の代用貨幣、教授のいわゆる「貨幣的手段」（一四頁その他）にも流通中のものと休息中のものを見分けることができることを否定しようとは思わない。しかしながら、すべての代用貨幣に休息態のものと同様のものを認めるわけにはいかないのである。というよりも、一體流通中の預金貨幣とは何をさしているのか、が實はわたくしには擧げないのである。したがつてその休息態もはつきりわからないのである。というのは、これらの規定は、五官にうつたえて掴みうる態のものではないからである。

中谷教授は、「金が貨幣として機能しうる形態をとつたときにはこれを貨幣と言えないだろうか」と問われる。私はほんらいの貨幣については、中谷教授よりも細かく規定して、機能態と休息態のほか、さらに蓄藏態のものをも構想したことは、すでに御承知の事である。また、「預金貨幣とともに等しく信用貨幣」と考えている「銀行券が、個人の手中において機能しうる状態にあるときには貨幣でなく、それが支拂に用いられ

るときにのみ貨幣である」（一八一―九頁）とも考えていない。「個人の手中において機能しうる状態にある」銀行券、あるいは「市中銀行」の手許において機能しうる状態にある銀行券は、ともに「休息」銀行券であつて、流通貨幣はすなわち休息貨幣であり、これら兩者は相表裏する二つの概念であることを主張してきたのである。しかし「日本銀行」の手許において「機能しうる状態にある」銀行券を、まさか、「休息」銀行券だというほど、「あまりにも現實の觀念と矛盾する」（一九九頁）主張をあえてすることは、私にはできなかっただけである（註一）。

註一 拙著「信用貨幣の基礎理論」第五章、第六章参照。ここではなお不十分ではあるが、蓄藏貨幣と休息貨幣と流通貨幣について説いている。教授の引用は一部に限られているようではあるが、第二編の参照をえば甚だ幸いである。なお拙著「貨幣論」参照。

中谷教授もとくに、「個人の手中において機能しうる状態」にある銀行券とことわつておられるほどであるから、私が「日本銀行」の庫中における銀行券を紙片と構想し、個人および市中銀行における銀行券を休息あるいは流通中の銀行券と構想した所以も理解して頂けるとおもう。そうであれば、預金貨幣を現實に支拂手段として機能する要求拂預金（當座預金）にのみ限定することも、最早、問題はないであらう。というのは、銀行券も預金貨幣も「貨幣」ではなくて代用貨幣あるいは教授

のいわゆる「貨幣的手段」にすぎない。換言すればそれらは、ほんらいの貨幣にたいする「請求権」であつて、貨幣そのものではない。これら「貨幣請求権」が支拂手段として機能するから貨幣的手段といふのである。それらは流通過程においてこそ貨幣的手段となるのであつて、流通から去つて支拂手段として機能しなくなれば、單なる「貨幣請求権」となり、數字的存在となつてしまふ。

銀行券が、今日、現金とみられ、無銀法貨とされているのは、流通過程にあつては、政府紙幣のなきところでは、それに代位するからである。それにもかかわらず、日本銀行に戻つた銀行券は休息せずに、消失する。これに反して政府紙幣や補助鑄貨は日本銀行の庫中に戻つても、なお、流通態のものとして、構想しなればならない。それは休息しているだけであつて、流通界をされば單なる紙片となり、金屬片として構想されなければならぬのである。というのは交換手段としてのみほんらいの貨幣を代理しうるだけの代用貨幣だから、流通過程を去ればただの紙片であり、金屬片にすぎなくなるからである。

さらに銀行券とのおなじく信用貨幣であり、市中銀行の造出するところの銀行自己宛小切手も宛名銀行にもどれば休息せずに姿を消してしまふ。それにもかかわらず持參人の當該銀行における預金として、その「請求」權としての存在は消えない。ただ宛名銀行以外の市中銀行あるいは個人の手中においてのみそ

預金貨幣再論

の「請求權」は流通あるいは休息態の貨幣的手段といふことができるのである。

商業銀行における要求拂預金（＝當座預金）も、預金の形態において、「一般的支拂手段として有効に機能しうる」ものではあるが、預金そのものはあくまでも「貨幣請求權」にすぎず、これが貨幣機能をいとなんだとき、單なる「請求權」としてとどまつているものと區別するために、これをとくに預金貨幣と呼んでいるのである。これ手形のすべてを商業貨幣とせず、日銀の金庫中の銀行券（これは發行元銀行券と呼ばれている）をいわゆる「銀行券」と認めず、銀行自己宛小切手帳を休息貨幣としないのとすべて同様である。

ただ他の信用貨幣にあつては、債務者の手許をはなれて存在することができから、この理由からして、その機能態が確認されやすく、したがつてまたその休息態も明瞭であるが、預金貨幣にあつては、貨幣請求權が債務者である銀行をはなれて存在しえないというその特殊性によつて、休息態と流通態が判然と確認することができないのである。これ、私が「當座預金が預金貨幣ではなく、それが支拂手段たる機能をいとなむとき」にのみ預金貨幣である」として、預金貨幣の流通面を強調したわけである。

銀行預金は銀行の預金者にたいする債務である。たとえ現金で預けいれたものではあつても、現金のままの形で預金が

存在しているわけではない。だから要求拂預金とは、貨幣あるいは現金「請求權」であつて、現金そのものではない。預金貨幣はこの要求拂預金という貨幣請求權が支拂手段機能をいとなむとき受取るところの形式規定であつて、それを「預金」請求權とすることは誤まりである(一一頁)。このように預金貨幣を、「預金」請求權ではなくて、「貨幣」請求權(現實には銀行券にたいする請求權としてあらわれている)であればこそ、要求拂預金そのものが預金貨幣の機能擔當者といえるのであつて、この「概念に小切手の要素を考慮せらるべき」(一八頁)理由は見出しえないのである。小切手はただこの預金という「貨幣」請求權の移轉を指圖し依頼する證券にすぎないのである。

なお教授のように、要求拂預金の全部を預金貨幣と見る立場は、當座貸越残高をもこれに加えなければならぬばかりか(二二三頁)、さらにいろいろな二重計算を犯すこととなり、預金貨幣と物價との關係、預金貨幣の經濟的擾亂性の論證のうえにも重大な過誤をふくむこととなるが、いまはすべてこれらの問題には觸れないでおく。

六 總 括

残された論點

以上をつうじてわれわれの到達することのできた一致點は、預金貨幣の實體が銀行の債務である要求拂預金(當座預金)だ

という一點である。

ところが、この銀行債務が有効に支拂手段として機能しうるのは何故か、という預金貨幣の貨幣性について、われわれはまったく對立するのである。すなわち中谷教授は、まず預金貨幣 \parallel 銀行債務 \parallel 銀行の確認した債務が流通しうるのは銀行の確認した債務だからといわれる(九頁その他)。その意味は、銀行が確認しておれば貨幣の支拂を拒否しないであろうから、一々その請求權を貨幣にかえなくとも請求權自體が貨幣として機能しうるのだということであろう。そこで貨幣請求權といわないで貨幣そのものと見てよいではないかといわれる(一〇頁)。かくて教授の見解は、いろいろな同義反復をへて、預金貨幣は貨幣(現金通貨)であるから有効に支拂手段として機能することができるのだということになる(一九頁その他)。

これに反して、私見では、預金貨幣の貨幣性は、銀行債務と私人手形がともに貨幣請求權であることに求められる。すなわち私人間の債權債務の錯綜はこの私人手形という貨幣請求權をして貨幣の機能を代理することを可能にするわけであつて、この私人手形にかわつた銀行債務 \parallel 要求拂預金が、同じく貨幣請求權たることからして、債權債務の錯綜を背景として、ここに貨幣機能を代理しうることとなるというのである。このように手形が貨幣の代理をするのは支拂手段としての機能であり、貨幣のこの機能に結びついて發生した代用貨幣であるから、この

商業貨幣を支拂手段貨幣と呼んだのであり、この手形にかつた銀行信用も支拂手段貨幣として規定する所以である。

このように私見においては、預金貨幣の貨幣性を基礎づけようとして預金貨幣と商業貨幣、したがって銀行債務と個人手形との類似性を強調したのである。だから中谷教授のごとく、これら兩者の同等性、その類似性よりその差別性を強調するならば、問題は現金通貨と預金貨幣との類似性を強調するならば、問題は現金通貨の貨幣性の論證にうつる。この問題を解かずしては折角の批判も意味をなさないこととなる。ここに貨幣本質觀が大きく浮び上つてくる。

中谷教授は、私見にたいしてきわめて厚意ある評價をおしまれなかつたにも拘らず、このような問題のすれをまぬがれなかつた。私のもつとも遺憾とするのはこの點であつて、もつと端的に自己の本質觀に忠實に、紙幣の貨幣性にとりくまれ、その成果をもつてまた相まみえることを希望し、預金貨幣論、いな貨幣論の理論的水準の向上のために協力を惜しまれざれば學界のためはなほだ幸いである。

—二五・九・一—